

蕨市議会議員及び蕨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例及び蕨市議会議員及び蕨市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(蕨市議会議員及び蕨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 蕨市議会議員及び蕨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 6 年蕨市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

(蕨市議会議員及び蕨市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 蕨市議会議員及び蕨市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成 1 9 年蕨市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の蕨市議会議員及び蕨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例及び第 2 条の規定による改正後の蕨市議会議員及び蕨市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される蕨市議会議員又は蕨市長の選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された蕨市議会議員又は蕨市長の選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄